

当施設利用者の皆さまへのお願い

■ 本県では秋頃から翌年のGW頃まで、渡り鳥の飛来シーズンを迎えます。



県内の家きん※農場で鳥インフルエンザの感染が確認された場合は、「家畜伝染病予防法」という法律に基づき、県は国、市町村と協力しながら、感染の拡大を予防するため様々な防疫対応を行います。

※家きん…肉や卵などを利用するために飼育されている鳥(ニワトリ、アヒル、ウズラなど)

もし、むつ市内の家きん農場で感染が確認された場合、**サブアリーナを、防疫対応のために使用することがあります。**

当施設の利用にあたり、以下についてご了承ください

サブアリーナを防疫対応のため使用する場合、

- **事前に予約済みであっても、使用できない場合があります。※**
(施設管理者から「むつマエダアリーナ利用申請書」の申請者の連絡先にご連絡します。)
※チケットの販売等を伴う有料のイベントや広域的なイベント、大会等を除く
- サブアリーナ以外の設備(メインアリーナ等)は通常通り利用可能ですが、**サブアリーナ以外の使用に問題ない範囲で、一部、立入禁止スペースを設けることがあります。**
- サブアリーナでは、感染が確認された農場に向かう作業員が、衛生安全のため防護服を着用したり、農場の作業を終えて戻ってくる作業員の健康チェックなどを行います。が、**感染した鳥や、未消毒の農場のものを持ち込むことはありません。**

ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします



【鳥インフルエンザに関するお問合せ先】

下北地域県民局 地域農林水産部

むつ家畜保健衛生所 電話：0175-22-1254

畜産課

電話：0175-22-8581(内242)

【通常の施設の使用、予約に関するお問合せ先】

むつマエダアリーナ 電話：0175-28-1125

